平成２０年（再ロ）第７号
愛知県知立市新林町東新切51番地９
再生債務者　天谷　隆直
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年５月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月17日まで
平成21年６月26日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２１年（再ロ）第２号
茨城県龍ケ崎市城ノ内１丁目19番地３
再生債務者　藤原　靖史
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月21日まで
平成21年６月26日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２１年（再ロ）第４号
兵庫県姫路市砥堀706番地４
再生債務者　植村　文香
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月21日まで
平成21年６月25日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（再ロ）第１１号
姫路市坂田町155番地　プレステージ姫路坂田町701号
再生債務者　𠮷崎　　𠮷
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月22日まで
平成21年６月24日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（再ロ）第４号
北海道旭川市春光４条８丁目５番５号
再生債務者　沓澤　光明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月24日まで
平成21年６月26日　旭川地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第１３号
青森市大字浅虫字蛍谷89番地２
再生債務者　赤田　裕見
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月24日まで
平成21年６月26日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再ロ）第１号
高知市横浜新町４丁目1610番地
再生債務者　矢野　典子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年６月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年７月24日まで
平成21年６月26日
高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１号
三重県津市高洲町14番12号
再生債務者　𠮷田　就生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月26日　　津地方裁判所再生係

平成２１年（再ロ）第２号
高知市大津乙1822番地１　サーパス大津1403
再生債務者　門田　民世
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月26日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１号
鹿児島県鹿屋市川西町4630番地13
再生債務者　高橋　幸一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月26日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

平成２１年（再ロ）第５号
大阪府箕面市粟生新家３丁目４番８号
再生債務者　小林　大樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第３号
青森県平川市原田稲元239番地
再生債務者　中鳥　一元
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月26日　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（再ロ）第３号
𠮷形市大字岩波61番地４
再生債務者　大谷　淳子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月26日　　𠮷形地方裁判所民事部

会社公告

合併公告
平成二十一年六月二十一日開催の甲の臨時総会並びに平成二十一年六月二十一日開催の乙、平成二十一年六月二十一日開催の丙の臨時総会において、左記組合は合併して甲は乙、丙の権利義務一切を承継して存続し、乙、丙は解散することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出て下さい。
平成二十一年七月六日
和歌山県有田郡有田川町小川一四六五
（甲）有田酒造組合
理事長　高垣　嘉宏
和歌山県御坊市島四六二
（乙）日高酒造組合
理事長　名手　孝和
和歌山県田辺市秋津町一三三〇五
（丙）牟婁酒造組合
理事長　尾崎　征朗

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十一年九月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十一年七月二日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十五日
掲載頁　八十六頁（号外第一二四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十五日
掲載頁　八十六頁（号外第一二四号）
平成二十一年七月六日
福岡県筑後市大字常用六〇一番地
（甲）株式会社市丸技研
代表取締役　松浦　賢治
福岡県筑後市大字常用六一六番地
（乙）ＨＩＲＯＴＥＫ株式会社
代表取締役　市丸　寛展

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十一年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）http://www.bestdenki.ne.jp/ic
平成二十一年七月六日
福岡市博多区千代六丁目二番三三号
（甲）株式会社ベスト電器
代表取締役　濱田　　孝
福岡市博多区千代六丁目二番三三号
（乙）株式会社インターコンプ
代表取締役　緒方　政信